

## 議案第67号

### 多目的グラウンド人工芝生化工事請負契約の締結について

多目的グラウンド人工芝生化工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年8月17日提出

三田市長 森 哲 男

### 記

#### 1 契約の名称

多目的グラウンド人工芝生化工事請負契約

#### 2 契約の金額

208,283,400円

#### 3 契約の相手方

兵庫県三田市東山200番地2

小向井建設株式会社

代表取締役 小向井 博文

多目的グラウンド人工芝生化工事の概要

- |   |         |  |                        |
|---|---------|--|------------------------|
| 1 | 工 事 場 所 | 三田市ゆりのき台一丁目 地内<br>駒ヶ谷運動公園内多目的グラウンド                                   |                        |
| 2 | 工 事 概 要 | 人工芝舗装（ロングパイル人工芝）   | A=8,897 m <sup>2</sup> |
|   |         | 土工   | 一式                     |
|   |         | 雨水排水設備工  | 1,432m                 |
|   |         | 園路広場整備工  | 402 m <sup>2</sup>     |
|   |         | グラント <sup>®</sup> ・コート整備工  | 11,297 m <sup>2</sup>  |
|   |         | 構造物撤去工   | 一式                     |
|   |         | 仮設工  | 一式                     |
| 3 | 備 考     | 地域スポーツ活動の拠点として、市民の運動意欲の増進と競技レベルの向上を図り、地域スポーツ振興へ寄与するため、本工事を起工するものである。 |                        |

多目的グラウンド人工芝生化工事

